



第101回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月26日(木曜日)午前10時
受付開始時刻は午前9時を予定しております。

場所

東京都江東区有明二丁目1番6号
東京ガーデンシアター

決議事項

会社提案	第1号議案 取締役13名選任の件
------	------------------

株主提案	第2号議案～第10号議案
------	--------------

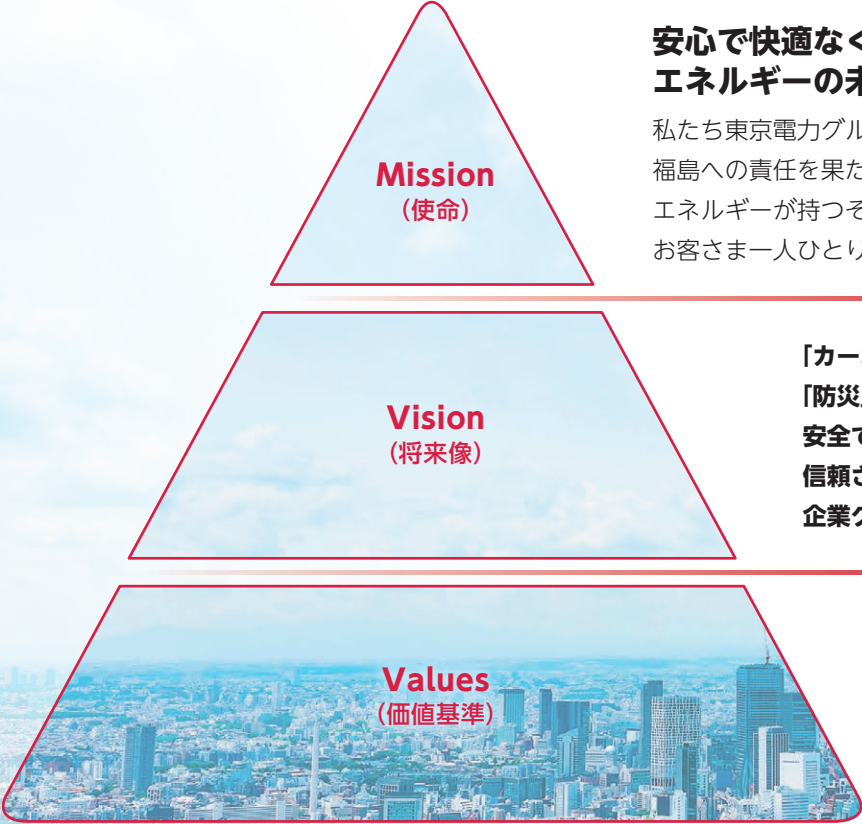
書面又はインターネット等による議決権行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時20分まで

東京電力ホールディングス株式会社

証券コード：9501

東京電力グループ経営理念



Mission (使命)

安心して快適なくらしのため エネルギーの未来を切り拓く

私たち東京電力グループは、
福島への責任を果たすことを第一に、
エネルギーが持つその先の可能性を追求し、
お客さま一人ひとりの期待を超える価値をお届けします

Vision (将来像)

「カーボンニュートラル」や
「防災」を軸とした価値創造により
安全で持続可能な社会の担い手として
信頼され選ばれ続ける
企業グループを目指します

Values (価値基準)

- 安全最優先
- 責任の貫徹
- お客さまのために
- 変革への挑戦

株主のみなさまへ

株主のみなさま、立地地域のみなさまをはじめ、さまざまなステークホルダーのみなさまには、当社グループの経営に対し多大なるご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当社グループは、最大の使命である福島への責任を貫徹するため、賠償、復興、廃炉に引き続き全力で取り組んでまいります。廃炉につきましては、昨年11月、福島第一原子力発電所2号機において、廃炉作業における重要な過程である燃料デブリの試験的取り出しに成功するなど、新たな段階に移行しております。前例のない挑戦が続きますが、地元企業をはじめ、廃炉作業に携わる企業と立場を超えた強固な信頼関係を基盤とした「ワンチーム」の体制を構築し、一体となって廃炉作業をすすめてまいります。また、ALPS処理水の海洋放出につきましては、海域モニタリングの結果等に異常は確認されておらず、安全に放出することができております。引き続き、安全確保に万全を期すとともに、国際原子力機関によるレビュー等を通じて客観性・透明性を確保し、国内外に向けて正確でわかりやすい情報発信に努めてまいります。

他方で、国内の電気事業においてはデジタルトランスフォーメーション（DX）やグリーントランスフォーメーション（GX）の進展に伴う電力需要の増加が見込まれるなど、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しつつあります。こうした環境の変化を的確に捉え、電気事業の成長を支えるうえで必要な投資が大幅に増加

しており、昨今の物価や金利水準の上昇なども重なって足元のフリーキャッシュフローはマイナスが続いておりますが、事業の選択と集中をはじめとした最大限の合理化と不断の経営改革をすすめ、フリーキャッシュフローの改善に努めてまいります。また、電力供給のレジリエンス強化とカーボンニュートラルの実現などの観点から必要不可欠な電源である柏崎刈羽原子力発電所につきましては、安全の確保を大前提に、早期再稼働に向けて地域のみなさまにご理解をいただけるよう全力で取り組んでまいります。

当年度につきましても、配当に関しましては株主のみなさまのご期待に沿うことができない状況にありますが、こうした取り組みにより、財務体質の改善と利益の創出をはかり、市場における評価を高めるべく努めてまいります。今後とも当社グループの経営に対し何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



取締役会長

小林 喜光

代表執行役社長

小早川 智明

証券コード：9501
2025年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
取締役会長 小林 喜光

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

① 当社ウェブサイト

<https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>



② 株式会社東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名（東京電力ホールディングス）又は証券コード（9501）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、**2025年6月25日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合

6ページの「電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

2 場 所 東京都江東区有明二丁目1番6号 東京ガーデンシアター

3 会議の目的事項

報告事項 2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告，連結計算書類，計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **会社提案** 第1号議案 **第1号議案** 取締役13名選任の件
株主提案 第2号議案から第10号議案 **<株主提案（第2号議案から第8号議案まで）>**
第2号議案 定款一部変更の件（1）
第3号議案 定款一部変更の件（2）
第4号議案 定款一部変更の件（3）
第5号議案 定款一部変更の件（4）
第6号議案 定款一部変更の件（5）
第7号議案 定款一部変更の件（6）
第8号議案 定款一部変更の件（7）
<株主提案（第9号議案及び第10号議案）>
第9号議案 定款一部変更の件（8）
第10号議案 定款一部変更の件（9）

上記各号議案の内容等は，後記の株主総会参考書類に記載してあります。

4 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は電磁的方法による行使を，電磁的方法により複数回の行使をされた場合は最終の行使を，それぞれ有効といたします。

議決権行使書用紙において，各議案につき賛否の表示がない場合は，会社提案については「賛」，株主のご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

以 上

- 当日ご出席の際は，同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお，議決権の行使を委任できる代理人は，当社が代理権を証明する書面の提出を受けた，議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
- 電子提供措置事項のうち，以下の事項につきましては，法令及び定款第17条の規定に基づき，書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがって，書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は，会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり，また，監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告，連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は，上記の当社ウェブサイト及び株式会社東京証券取引所ウェブサイトでお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

電磁的方法(インターネット等)
による議決権の行使



6ページをご覧ください

書面による
議決権の行使



7ページをご覧ください

当日ご出席される場合

株主総会へのご出席
による議決権の行使



行使期限

事前の議決権行使について

2025年6月25日(水曜日)午後5時20分まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご案内

株式会社 ICJ が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

株主総会開催日時

**2025年
6月26日(木曜日)
午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



当日ご出席されない場合

電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使

当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ、画面の案内に従って行使期限までに議決権をご行使ください。ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止いたします。

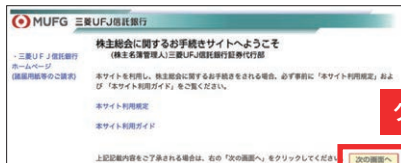
QRコードを読み取る場合

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなくログインいただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する場合

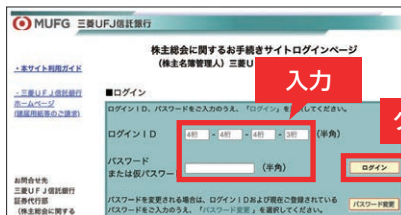
議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>



1

「次の画面へ」をクリック



2

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3

「ログイン」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。



⚠️ ご注意事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

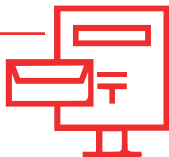
インターネットの利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますのでご了承ください。また、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



当日ご出席されない場合

書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議案には、「**会社提案**」と「**株主からのご提案**」があります。

議 決 権 行 使 書

東京電力ホールディングス株式会社 御中

2025年 6 月 日 個

行使できる議決権の数

私は、2025年 6 月26日開催の東京電力ホールディングス株式会社第101回定時株主総会（継続会又は延会の場合を含む。）における各議案の原案に対し、下記（○印で表示）のとおり、議決権を行使します。

会 社 提 案	第 1 号議案	株 主 から の ご提案	第 2 号 議 案	第 3 号 議 案	第 4 号 議 案	第 5 号 議 案	第 6 号 議 案	第 7 号 議 案	第 8 号 議 案	第 9 号 議 案	第 10 号 議 案
	賛（但し を除く） 否		賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
			否	否	否	否	否	否	否	否	否

（ご注意）株主からのご提案につきましては、当社取締役会は反対しております。第 2 号議案以下につき、株主のご提案に賛成の場合は「賛」に、反対の場合は「否」に○印でご表示願います。なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主のご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

東京電力ホールディングス株式会社

「会社提案」の記入方法

第 1 号議案

全員賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

全員反対の場合：「**否**」の欄に○印

一部の候補者に反対の場合：

「**賛**」の欄に○印のうえ、反対する候補者について、「第101回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の候補者番号をご記入ください。

「株主からのご提案」の記入方法

第 2 号議案～第10号議案

賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

反対の場合：「**否**」の欄に○印

「株主からのご提案」につきましては、当社取締役会は、いずれの議案にも反対しております。

！ ご注意事項

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主からのご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

株主総会のライブ配信のご案内

本総会の模様をインターネットにてライブ配信いたします。詳細につきましては、同封の「株主総会のライブ配信のご案内」の内容をご確認ください。

配信日時

2025年6月26日(木曜日)午前10時から株主総会終了時刻まで

- 1** 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

URL

<https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>



- 2** ログイン画面にて**Engagement Portal用のログインIDとパスワード**を入力し、**利用規約**をご確認のうえ、「**利用規約に同意する**」にチェックし、「**ログイン**」ボタンをクリックしてください。

ログインID (計12桁)

0006 + 株主番号 (8桁)

※Engagement Portal用のログインIDは、議決権行使書用紙の「お願い」に記載されているログインIDの左から12桁の数字です。本総会当日まで大切に保管ください。

パスワード (計11桁)

2025年3月31日時点の株主名簿ご登録住所の郵便番号 (7桁) + 2025

※同封の議決権行使書用紙の「お願い」に記載されている仮パスワードとは異なります。
※ログインID、パスワードの入力にハイフン (—) は不要です。



- 3** ログイン後、「**当日ライブ視聴**」ボタンをクリックし、**ライブ視聴等に関する利用規約**をご確認のうえ、「**利用規約に同意する**」にチェックし、「**視聴する**」ボタンをクリックしてください。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃からアクセス可能となります。

！ ご注意事項

ライブ配信で本総会をご視聴いただく場合、会社法上の株主総会への「出席」とはなりませんので、質問や議決権の行使、動議の提出はできません。書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願いいたします。

ご使用の端末（機種、性能等）やインターネット環境等により映像や音声に不具合が生じる場合もございますのでご了承ください。また、アクセスに際して発生する通信料金等の費用は株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

配信データの撮影、録画、録音、保存及び二次利用（SNS等による公開）等、並びにログインID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

やむを得ない事情によりライブ配信を実施できなくなる場合がございます。

株主総会参考書類

会社提案（第1号議案）

第1号議案 取締役13名選任の件

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、取締役13名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏 名		現在の当社における地位及び担当		
1	こ ばやし 小 林 喜 光	再任	社外 独立	取締役会長	指名★監査	
2	おお や ぎ 大八木 成 男	再任	社外 独立	取締役	指名報酬★	
3	おお にし しょういちろう 大 西 正一郎	再任	社外 独立	取締役	指名監査	
4	おお かわ じゅん こ 大 川 順 子	再任	社外 独立	取締役	監査報酬	
5	なが た たか し 永 田 高 士	再任	社外 独立	取締役	監査報酬	
6	うち だ たか かず 内 田 貴 和	新任	社外 独立			
7	こ ばやかわ とも あき 小早川 智 明	再任		取締役	代表執行役社長（業務全般 原子力改革特別タスクフォース長 核物質防護モニタリング室、新経営理念プロジェクト本部事務局、浜通り廃炉産業プロジェクト室、立地地域室担当）	
8	やま ぐち ひろ ゆき 山 口 裕 之	再任		取締役	代表執行役副社長（業務全般 最高財務責任者兼E S G担当 企画室（収支・財務領域）、E S G推進室、経理室担当）	
9	さか い だい すけ 酒 井 大 輔	再任		取締役	代表執行役副社長（業務全般 経営企画担当（共同） 企画室、系統広域連系推進室、グループ事業管理室、J E R A管理室担当）	
10	なが さき もも こ 長 崎 桃 子	新任			常務執行役（最高マーケティング責任者 エリアエネルギーイノベーション事業室（共同）担当）	
11	ふく だ とし ひこ 福 田 俊 彦	再任		取締役	執行役副社長（原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長）	
12	よし の しげ ひろ 吉 野 栄 洋	再任		取締役	指名執行役（会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同））	
13	もり や せい じ 守 谷 誠 二	再任		取締役	監査★	

社外	社外取締役候補者				
独立	独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者。当社は、各氏を同取引所に対し、独立役員として届け出ております。				
指名	指名委員	監査	監査委員	報酬	報酬委員 ★ 委員長

（ご参考）当社のコーポレート・ガバナンス体制		人数	比率
● 指名委員会等設置会社制度を採用し、執行と監督を分離 ● 社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置 ● 取締役会はジェンダーや専門知識、バックグラウンドの異なる多様な人材で構成	社外取締役候補者	6名／13名	46%
	独立役員候補者	6名／13名	46%

取締役会出席状況	当社が取締役候補者に特に期待する分野							
	企業経営	エネルギー	技術	財務会計	法律	ESG	国際的経営	営業・マーケティング
18/18回 (100%)	●	●	●			●	●	
18/18回 (100%)	●					●	●	●
18/18回 (100%)	●				●			
18/18回 (100%)	●					●		●
18/18回 (100%)	●	●	●	●				
－	●			●			●	
18/18回 (100%)	●	●	●					●
18/18回 (100%)		●		●		●		
18/18回 (100%)	●	●	●					
－	●	●				●		●
18/18回 (100%)		●	●					
18/18回 (100%)		●						
18/18回 (100%)	●	●		●		●		

（注）上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

候補者番号

1

こばやし

小林喜光

よしみつ

(1946年11月18日生)

再任

社外

独立

所有する当社普通株式の数

21,600株

在任年数

4年

略歴及び地位

2007年 4 月

株式会社三菱ケミカルホールディングス（現三菱ケミカルグループ株式会社。以下同じ）代表取締役社長

2007年 4 月

三菱化学株式会社（現三菱ケミカル株式会社。以下同じ）代表取締役社長

2012年 4 月

三菱化学株式会社取締役会長（2017年 3月まで）

2012年 6 月

当社取締役（2015年 3月まで）

2015年 4 月

株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役会長

2015年 4 月

公益社団法人経済同友会代表幹事（2019年 4月まで）

2015年 6 月

株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長

2017年10月

原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員（2021年 5月まで）

2021年 6 月

株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役（2022年 6月まで）

2021年 6 月

当社取締役会長（現在にいたる）

取締役会等への出席状況

取締役会

18/18回(100%)

指名委員会

7 / 7回(100%)

監査委員会

13/13回(100%)

報酬委員会

1/ 1回(100%)

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

小林喜光氏は、三菱ケミカルグループ株式会社の社長、会長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、国際的なビジネスに関する豊富な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役

候補者番号

2

おおやぎしげお

大八木成男

(1947年5月17日生)

再任

社外

独立

所有する当社普通株式の数

13,063株

在任年数

5年

略歴及び地位

2008年6月

帝人株式会社代表取締役社長CEO

2010年6月

帝人株式会社代表取締役社長執行役員CEO

2014年4月

帝人株式会社取締役会長

2018年4月

帝人株式会社取締役相談役

2018年6月

帝人株式会社相談役（2023年3月まで）

2020年6月

当社取締役（現在にいたる）

取締役会等への出席状況

取締役会

18/18回(100%)

指名委員会

7/ 7回(100%)

報酬委員会

5/ 5回(100%)

重要な兼職の状況

アサヒグループホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大八木成男氏は、帝人株式会社の社長、会長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、国際的なビジネスに関する豊富な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。



候補者番号	おおにししょういちろう	(1963年9月25日生)	再任	社外	独立
3	大西正一郎	所有する当社普通株式の数 在任年数	0株 5年		
略歴及び地位		取締役会等への出席状況			
1992年 4 月 2003年11月	弁護士（現在にいたる） 株式会社産業再生機構マネージングディレクター （2007年 1 月まで）	取締役会	18/18回(100%)	指名委員会	7/ 7回(100%)
2007年 1 月 2017年11月 2020年 6 月 2021年 8 月 2022年 4 月 2022年 9 月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役 F C Dパートナーズ株式会社代表取締役（2025年 2 月まで） 当社取締役（現在にいたる） フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役共同社長執行役員 フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役共同社長 フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役社長 （現在にいたる）	監査委員会	13/13回(100%)	社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割 大西正一郎氏は、フロンティア・マネジメント株式会社やフロンティア・キャピタル株式会社の代表取締役を務めるなど、企業における事業再生に関する幅広い経験と見識を有していることに加え、弁護士として主に法律分野における高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。	
2024年 2 月 2025年 1 月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役社長執行役員 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役会長 （現在にいたる）				
重要な兼職の状況 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役会長 フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役社長 弁護士					

候補者番号

4

お お

かわ

じゅん

こ

大川順子

(1954年8月31日生)

再任

社外

独立

所有する当社普通株式の数

0株

在任年数

2年

略歴及び地位

2016年 4 月

日本航空株式会社代表取締役専務執行役員

2018年 4 月

日本航空株式会社取締役副会長

2018年 6 月

日本航空株式会社副会長

2019年 4 月

日本航空株式会社特別理事（2021年3月まで）

2023年 6 月

当社取締役（現在にいたる）

取締役会等への出席状況

取締役会

18/18回(100%)

監査委員会

13/13回(100%)

報酬委員会

5/ 5回(100%)

重要な兼職の状況

KDDI株式会社社外取締役

朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大川順子氏は、日本航空株式会社の代表取締役専務執行役員を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、企業再生や、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進等に関する高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。



候補者番号	なが た たか し	(1958年2月28日生)	再任	社外	独立
5	永田高士	所有する当社普通株式の数 在任年数	0株 2年		
略歴及び地位		取締役会等への出席状況			
1990年 3 月	公認会計士（現在にいたる）	取締役会	18/18回(100%)		
2013年11月	有限責任監査法人トーマツ 包括代表代行	監査委員会	13/13回(100%)		
2015年11月	デロイト トーマツ グループ ボード議長	報酬委員会	4/ 4回(100%)		
2015年11月	有限責任監査法人トーマツ ボード議長（2018年5月まで）				
2018年 6 月	デロイト トーマツ グループ C E O（2022年5月まで）				
2022年 6 月	有限責任監査法人トーマツ パートナー（2023年5月まで）				
2023年 6 月	当社取締役（現在にいたる）				
重要な兼職の状況		社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割			
公認会計士		永田高士氏は、デロイト トーマツ グループのC E Oを務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、有限責任監査法人トーマツの包括代表代行を務め公認会計士として主に監査及び会計の分野における多様な経験と高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。			

候補者番号

6

うち

内

だ

田

た か

貴

か ず

和

(1960年9月24日生)

新任

社外

独立

所有する当社普通株式の数

0株

略歴及び地位

2020年 4 月

三井物産株式会社代表取締役副社長執行役員ＣＦＯ

2022年 4 月

三井物産株式会社取締役

2022年 6 月

三井物産株式会社顧問（2024年6月まで）

重要な兼職の状況

株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

内田貴和氏は、三井物産株式会社の代表取締役副社長執行役員ＣＦＯを務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、財務及びリスク管理に関する高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。



候補者番号

7

こばやかわともあき

小早川 智 明

(1963年6月29日生)

再任

所有する当社普通株式の数

23,382株



略歴及び地位

1988年4月	当社入社
2014年6月	当社カスタマーサービス・カンパニー法人営業部長
2015年6月	当社常務執行役（2016年3月まで）
2016年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長（2017年6月まで）
2016年6月	当社取締役（現在にいたる）
2017年6月	当社代表執行役社長（現在にいたる）

取締役会等への出席状況

取締役会	18/18回(100%)
指名委員会	7/7回(100%)

取締役候補者の選任理由

小早川智明氏は、当社の社長を務めるなど、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

8

やまぐちひろゆき

山口 裕 之

(1965年6月5日生)

再任

所有する当社普通株式の数

46,886株



略歴及び地位

1991年4月	当社入社
2017年4月	当社経営企画ユニット経理室長
2020年4月	東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社長
2021年4月	当社常務執行役
2021年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社取締役（現在にいたる）
2021年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役（現在にいたる）
2022年4月	当社代表執行役副社長（現在にいたる）
2022年6月	当社取締役（現在にいたる）

取締役会への出席状況

取締役会	18/18回(100%)
------	--------------

取締役候補者の選任理由

山口裕之氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

9

さ

い

だ

す

け

酒

井

大

輔

(1969年8月12日生)

所有する当社普通株式の数

5,097株

再任

略歴及び地位

1994年 4 月

当社入社

2019年 4 月

東京電力パワーグリッド株式会社経営企画室東電物流株式会社出向
(代表取締役社長)

2021年 4 月

当社経営企画ユニット企画室長

2022年 4 月

当社常務執行役

2022年 4 月

東京電力フュエル＆パワー株式会社代表取締役社長
(現在にいたる)

2023年 4 月

当社代表執行役副社長 (現在にいたる)

2023年 6 月

当社取締役 (現在にいたる)

取締役会への出席状況

取締役会

18/18回(100%)

取締役候補者の選任理由

酒井大輔氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

重要な兼職の状況

東京電力フュエル＆パワー株式会社代表取締役社長



候補者番号

10

なが

長

さき

崎

もも

桃

こ

子

(1969年12月8日生)

新任

所有する当社普通株式の数

6,215株

略歴及び地位

1992年 4 月

当社入社

2017年 6 月

東京電力エナジーパートナー株式会社リビング事業本部テプコカスタマーサービス株式会社出向（代表取締役社長）

2017年10月

東京電力エナジーパートナー株式会社サービスソリューション事業本部テプコカスタマーサービス株式会社出向（代表取締役社長）

2019年 4 月

東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役

2020年 4 月

当社常務執行役（現在にいたる）

2020年 4 月

東京電力エナジーパートナー株式会社取締役

2020年 4 月

東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役（2022年3月まで）

2023年 4 月

東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長（現在にいたる）

取締役候補者の選任理由

長崎桃子氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に小売電気事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

重要な兼職の状況

東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長

候補者番号

11

ふく

福

だ

田

とし

俊

ひこ

彦

(1958年3月14日生)

再任

所有する当社普通株式の数

12,304株

略歴及び地位

1983年4月	当社入社
2011年12月	当社原子力品質・安全部長
2013年6月	当社原子力・立地本部（国際廃炉研究開発機構理事） （2014年8月まで）
2014年8月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構執行役員（2019年3月まで）
2019年4月	当社執行役員福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント （2021年3月まで）
2021年4月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構上席執行役員廃炉戦略企画室長 （2022年3月まで）
2022年4月	当社常務執行役
2022年6月	当社取締役（現在にいたる）
2023年4月	当社執行役副社長（現在にいたる）

取締役会への出席状況

取締役会 18/18回(100%)



取締役候補者の選任理由

福田俊彦氏は、当社の原子力品質・安全部長や原子力損害賠償・廃炉等支援機構の要職を務めるなど、主に原子力発電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

12

よし

吉

の

野

しげ

栄

ひろ

洋

(1968年10月16日生)

再任

所有する当社普通株式の数

0株

略歴及び地位

2012年6月	原子力損害賠償支援機構（現原子力損害賠償・廃炉等支援機構）執行役員
2017年7月	経済産業省大臣官房参事官（商務・サービスグループ担当）
2018年7月	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長
2020年6月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長（現在にいたる）
2020年6月	当社執行役（現在にいたる）
2021年6月	当社取締役（現在にいたる）

取締役会等への出席状況

取締役会 18/18回(100%)

指名委員会 7/7回(100%)



取締役候補者の選任理由

吉野栄洋氏は、経済産業省及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構において要職を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

重要な兼職の状況

原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長

候補者番号

13

もり

守

や

谷

せい

誠

じ

二

(1963年4月21日生)

再任

所有する当社普通株式の数

105,062株

略歴及び地位

1986年4月	当社入社
2013年6月	当社監査委員会業務室長
2016年4月	東京電力フュエル&パワー株式会社常務取締役
2017年6月	当社取締役（現在にいたる）
2017年6月	東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長 （2022年3月まで）
2018年9月	当社代表執行役副社長（2023年3月まで）

取締役会等への出席状況

取締役会	18/18回(100%)
監査委員会	13/13回(100%)



重要な兼職の状況

株式会社東光高岳社外取締役

取締役候補者の選任理由

守谷誠氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、当社監査委員会業務室長を務めるなど、企業監査に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、小林喜光氏、大八木成男氏、大西正一郎氏、大川順子氏、永田高士氏及び守谷誠二氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しており、本総会において各氏の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、内田貴和氏の取締役選任が承認された場合、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を各取締役及び各執行役との間で締結し、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしており、本総会において各再任候補者及び長崎桃子氏の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、内田貴和氏の取締役選任が承認された場合、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、本総会において各候補者の取締役選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 小林喜光氏が社外取締役を務める株式会社みずほフィナンシャルグループは、2021年2月以降に発生した一連のシステム障害に関し、2021年9月及び同年11月に金融庁から銀行法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、日頃から同社取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、当該事実判明後も、再発防止に向けた対応策等について意見や提言を行っております。
5. 大八木成男氏が社外取締役を務めていた株式会社三菱UFJ銀行は、同行が属するMUFGグループの証券会社等との間の不適切な顧客情報の共有、法人関係情報の管理態勢の不備及び銀行に認められていない有価証券関連業の実施に関し、2024年6月に金融庁から金融商品取引法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、当該状況について認識していませんでしたが、日頃から同社取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っておりました。

(ご参考)

取締役候補者及び執行役の選任方針と手続

<方針>

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしています。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしています。このうち、社外取締役については、「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしています。

<手続>

会社法に基づき、社外取締役が過半数を占める指名委員会が、株主総会に提出する取締役選解任に関する議案の内容を決定しています。また、執行役の選解任については、指名委員会における審議を行ったうえで、取締役会において決定しています。

社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

1. **当社グループ関係者**
 - ・当社又は当社子会社の出身者
2. **主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）**
 - ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
 - ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者
3. **主要な取引先**
 - ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
 - ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者
4. **専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）**
 - ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
 - ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者
5. **役員相互就任**
 - ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員
6. **近親者**
 - ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
 - ・最近3年間に於いて、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
 - ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。
7. **その他**
 - ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とすることができるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

〔各議案の議案内容及び提案の理由は、原文のまま記載しております。〕

株主提案（第2号議案から第8号議案まで）

第2号議案から第8号議案までは、株主からのご提案によるものであります。
なお、提案株主（196名）の議決権の数は、1,535個であります。

第2号議案 定款一部変更の件（1）

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 日本原子力発電株式会社への支援中止

第×条 本会社は、日本原子力発電株式会社への資金支援を行わない。

第×条 本会社は日本原子力発電株式会社へ支払い済みの前払い電気代の債権を回収する。

第×条 日本原子力発電株式会社との間の電力供給契約を2025年度末までの早い時期に終了する。

第×条 本会社は日本原子力発電株式会社への金融支援・債務保証を停止し、今後も行わない。

提案の理由

日本原子力発電は、卸電気事業者でありながら発電できない設備だけ持つ稀有な会社だ。保有するのは、原子力規制委員会から再稼働不可と判断された敦賀第二原発・避難計画不備で運転差し止めとなった東海第二原発など、座礁資産のみという有様。この状況では、日本原電の信用が落ちるのも当然だ。現に、**みずほ銀行は日本原電へ直接の資金投入を拒否し、貸し渋りを始めている。**

ところが我が社は、電気を受け取っていないのに毎年550億円を支払っている。更に総額3500億円規模の金融支援も行った。

我が社もみずほ銀行を見習って、資金回収に動き、福島への賠償に投入すべきだ。そもそも公的管理となり、**社債発行格付（S&P社）がBB+と投資適格（BBB）未満の我が社が他社へ支援・債務保証する余裕は無い。**これ以上の会社価値を毀損しないため、一刻も早く日本原電への支援を停止し、支援済み分並びに前払い電気代の回収に乗り出すべきだ。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

会社法では、業務執行に関する事項については、合理的、機動的な事業運営を確保する観点から、取締役会の決定に委ねることを基本としております。ご提案のような業務執行に関する事項は、取締役会において、その時々事業環境等の変化に合わせて機動的、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応していくべきものであることから、会社の基本的事項を定める定款に規定することは適当ではないと考えます。

なお、2025年2月に策定された第7次エネルギー基本計画において、DXやGXの進展に伴う電力需要の増加が見込まれることや、脱炭素電源の確保等の観点から原子力発電所の既設炉を最大限活用する方針が示されております。当社といたしましても、こうした事業環境のもと、お客さまに低廉でCO₂の少ない電気を安定的にお届けするという電気事業者としての責務を果たすための電源調達先の一つとして、日本原子力発電株式会社が有している東海第二発電所は有望であると考えております。

東海第二発電所の安全対策工事に対する資金的協力につきましては、安全対策工事の進捗、地域のみなさまのご理解や自治体における避難計画の策定状況等を引き続き総合的に勘案し、適切に判断してまいります。

第3号議案 定款一部変更の件(2)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 使用済核燃料の再処理・プルサーマル・プルトニウム譲渡の停止

第×条 本会社は、以下の事業を停止する。

- ・使用済核燃料の再処理
- ・プルサーマル
- ・他社へのプルトニウムの譲渡

提案の理由

我が社は2011年まで、福島第一原発3号機と柏崎刈羽原発3号機で、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料(MOX燃料)を使う「プルサーマル」を実施してきた。しかし、現在は許可された発電所を保有していない。

そのため、保有する約13.5トンのプルトニウム(2024年4月1日時点)は、**使用の見込みが立っていない**。今後、**使用済燃料を再処理してプルトニウムを抽出することは、「使うあてのないプルトニウムを持たない」という日本の国際公約に反する行為となる**。

さらに、再処理の過程では、大量の放射性廃棄物が海や大気に放出される。

また、プルトニウムを使用する電力会社に所有権を譲渡すると、安全性や経済性の観点からだけでなく、「環境汚染リスクを他社へ移転する」という問題も生じる。

したがって、今後は再処理、プルサーマル用燃料の製造、さらにプルトニウム利用政策の一環としての**他社への譲渡を停止する**。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、2025年2月に策定された第7次エネルギー基本計画においては、資源の有効利用や高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進が基本的方針とされております。また、同計画においては、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持し、プルトニウム保有量の適切な管理と削減に取り組むとともに、原子力事業者間の連携・協力によりプルサーマルを一層推進することが明記されております。

当社といたしましても、資源の乏しい我が国において、将来にわたりエネルギーを安定的に確保していくためには、原子燃料サイクルの確立が不可欠であると考えております。引き続き原子燃料サイクルの中核を担う日本原燃株式会社の取り組みに最大限協力するとともに、安全の確保と地域や社会のみなさまのご理解を大前提としてプルサーマルを推進してまいります。

第4号議案 定款一部変更の件(3)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 福島第一原子力発電所のデブリ取り出し計画の見直し

第×条 本社は、福島第一原子力発電所の原子炉内のデブリ取り出しを行わない。

第×条 地下水の流入を止める広域遮水壁を設置する。

第×条 原子炉建屋の全体を覆う外構シールド（原子炉建屋の外側に造る鉄筋コンクリート製の壁と屋根）を構築し集中管理する。

提案の理由

現行の廃炉中長期ロードマップは実態と乖離した計画である。2021年開始目標だった2号機燃料デブリ試験的取り出しは2024年11月にずれ込み、多額の費用をかけて0.7gのサンプルを取り出したに過ぎない。**2051年の廃炉措置終了には程遠い状況にある。**

2号機格納容器内は放射線量が最大で毎時約80シーベルトと高線量であり、労働者が大量に被ばくする。我が社の廃炉作業が多重下請け構造に依存していることも、労働者に被ばくを強いる結果となっている。

チェルノブイリ原発4号炉は1986年の事故後石棺で放射線の遮蔽を行い、32年後の2018年には新しいシェルターで更に覆ったが、デブリが広範囲に飛び散っていることがわかったため、デブリ取り出しの検討すら中止した。

福島第一原発で最優先すべきは原子炉建屋に流入する地下水を止めることである。その後に外構シールドで建屋全体を覆い、集中管理する。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適當ではないと考えます。

なお、当社といたしましては、中長期ロードマップに基づき、周到な準備をしたうえで燃料デブリを安全に取り出し、十分に管理された状態にすることが重要であると考えております。燃料デブリの取り出しにつきましては、2号機の試験的取り出しを通じて得られる知見等を踏まえ、段階的な取り出し規模の拡大に向けたエンジニアリングをすすめるとともに、1、3号機の取り出し規模のさらなる拡大に向け、燃料デブリ取り出し工法評価小委員会の提言等を踏まえて、3号機の取り出し方法を先行して決定してまいります。

また、汚染水発生量につきましては、サブドレンによる汲み上げや陸側遮水壁等の対策に加え、構内のフェーシング等の重層的な対策を実施したことにより、平均的な降雨量の場合で1日あたり約80m³まで減少しております。今後、地下水が流入する建屋間の隙間の止水処理等もすすめ、汚染水発生量のさらなる抑制をはかってまいります。

福島第一原子力発電所の廃炉には今後も技術的に難易度の高い作業が控えており、前例のない挑戦が続きますが、地元企業をはじめ、廃炉作業に携わる企業と立場を超えた強固な信頼関係を基盤とした協働体制を構築し、一体となって安全を最優先に廃炉作業をすすめてまいります。

第5号議案 定款一部変更の件(4)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 全電源の再生可能エネルギー化

第×条 本会社は全電源を再生可能エネルギー由来とするための工程表を作成する。

第×条 太陽光、風力、水力、バイオガス（メタン）発電をはじめとする再生可能エネルギーの技術開発および蓄電可能システムの構築を進める。

提案の理由

もはや電力はやみくもに作ればいいというものではない。人口減、省エネ機器・住宅の普及などにより需要が減少するなか、100%再生可能エネルギーを目指すRE100に加盟する企業が増えている。

再生可能エネルギーは資源が枯渇せず、原発のような致命的な危険もない。紛れもなく発電の主役である。**我が社は全電源を再生可能エネルギーとする工程表を作成し、リーダーシップを発揮すべきである。**

太陽光に恵まれている我が国では、公共施設や事業所の屋上を利用した太陽光発電が増えている。家畜の糞尿を利用したバイオガス発電は、廃棄物処理費用を削減し、農業政策や地域活性化に役立ち、出力調整も可能である。揚水式の水力発電は蓄電池でもある。**様々な再生可能エネルギーの特性を生かした仕組み作りが急がれる。**

また、地域間連系線を増強すれば送電容量が増え、供給の安定性が向上する。脱炭素時代の新しい電力システムの構築を進めるのだ。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、資源の乏しい我が国においては、電力の安定供給やCO₂の排出削減、経済性の観点から、再生可能エネルギーや原子力、火力などの各種電源をバランスよく構成し、最適な電源ポートフォリオを構築する必要があると考えております。こうしたなか、当社グループでは、東京電力リニューアブルパワー株式会社において、洋上風力発電をはじめとして、太陽光発電、地熱発電等を含めた電源開発を行い、再生可能エネルギーの主力電源化に注力しております。また、再生可能エネルギーの導入を促進するため、東京電力パワーグリッド株式会社において、電力広域的運営推進機関が策定する広域系統整備計画に基づき、地域間連系線の増強等に取り組んでおります。

第6号議案 定款一部変更の件(5)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 コンプライアンス体制の構築

第×条 当社は、コンプライアンス（法令遵守）を最優先とし、社会規範を尊重して事業活動を行う。

第×条 コンプライアンス体制の構築と運用を統括するコンプライアンス委員会を設置する。

第×条 コンプライアンス委員会の構成委員は、半数以上を消費者代表、弁護士を含めた外部の第三者とする。

第×条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反行為を行った役員および従業員に対して、懲戒処分を科す権限を有する。

提案の理由

昨年11月、我が社と中部電力の合併会社JERA（ジェラ）は、電力・ガス取引監視等委員会から業務改善勧告を受けた。

ジェラは日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場で余剰電力を売るというルールを無視し、5年間にわたり相場操縦を行い、市場価格をつり上げ、不正に巨額の利益を得ていたのだ。

その結果、電力価格の未曾有の高騰が起これ、100社以上の新電力が経営危機に陥り、倒産・撤退を余儀なくされた。消費者にも甚大な不利益をもたらした。

2019年4月には社員による指摘があり、以前から問題を認識していたにもかかわらず、ジェラは4年以上にわたり放置していた。重大なコンプライアンス違反だ。

このようなことが二度と起きないように、我が社はコンプライアンス委員会を設置し、企業倫理、情報管理、ハラスメント防止などの役員・社員の行動規範を定め、内部通報制度を整備するなど、**実効性のあるコンプライアンス体制を早急に構築する。**

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適當ではないと考えます。

なお、当社グループにおいては、社会規範に沿った業務運営と企業倫理遵守の徹底をはかるため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「東京電力グループ企業倫理遵守に関する行動基準」を制定しており、継続的にその定着活動を実施しております。また、企業倫理の推進体制として、社外有識者を含む「東京電力グループ企業倫理委員会」及び従業員や取引先の方々が匿名で相談できる「東京電力グループ企業倫理相談窓口」を設置し、企業倫理を遵守した業務運営の実践・定着をはかっております。今後ともこれらの取り組みを継続することを通じて、コンプライアンス経営を推進してまいります。

こうしたなか、グループ会社である株式会社JERAが余剰電力の一部をスポット市場に供出しておらず昨年11月に電力・ガス取引監視等委員会から業務改善勧告を受けたことにつきましては、大変重く受け止めております。当社といたしましても、株式会社JERAが策定した再発防止策について、その実行状況を引き続き注視してまいります。

第7号議案 定款一部変更の件(6)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 内部通報制度の窓口としての通報先委員会の設置

第×条 内部通報制度の窓口としての通報先委員会を設置する。

第×条 通報先委員会の構成委員は、弁護士、株主代表、市民代表から構成された第三者機関とする。

第×条 通報先委員会は必要に応じ、及び定期的に会合を開催し、内部通報制度が適切に運用されているかを審議する。

第×条 通報先委員会は、社内通報制度の周知徹底のため、社内掲示、定期的な広報などを指導する。

第×条 通報先委員会は、内部通報者を排除、もしくは不利益を及ぼす行為を行った者を処罰する権限を有する。

提案の理由

2006年4月1日「公益通報者保護法」が施行されたが、通報先は企業、行政機関、報道機関とされ、通報者は会社を裏切りたくないという心理で、企業窓口だけに通報し、隠蔽の温床となっている。

我が社も同様ではないか。2007年に公表せざるを得なかったデータ改竄数は合計で7,053件。この全てが、福島原発、柏崎刈羽原発で行われていたことは、如何に我が社が原発を稼働させるために風通しの悪い組織になっているかを証明している。

この事件を反省して「しない風土」「させない仕組み」「言い出す仕組み」を掲げたが、2011年の福島原発事故を起こした。2008年一旦取締役会で決定した津波対策を武藤栄氏が覆し、土木学会に再検討させる決定をしたことは、津波対策に向けて準備していた社員を落胆させた。

この時、内部通報制度が機能していれば、津波対策は行われ、過酷事故は防げたのではないか。我が社を救うのは社員の正義感である。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適當ではないと考えます。

なお、第6号議案に対する取締役会の意見でも述べたとおり、当社グループは、内部通報窓口として「東京電力グループ企業倫理相談窓口」を設置・運営しております。同窓口の運営にあたっては、法令及び社内規程に基づき、相談者のプライバシーを厳重に保護し、不利益な取り扱いを禁止するなど相談者の保護をはかるとともに、これらの内容を含めた当社グループ内への周知等を通じて相談しやすい環境づくりに努めております。また、同窓口に対する相談は、社内窓口または社外弁護士において受け付けることとしており、その全数について社外有識者を含む「東京電力グループ企業倫理委員会」に報告し、対応状況等について審議するなど、窓口運営の客観性・適切性を確保しております。

第8号議案 定款一部変更の件(7)

議案内容

以下の章を新設する。

第△章 報酬等の個別開示

第×条 個々の取締役及び執行役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財務上の利益は遅滞なく公表する。

提案の理由

本議案は、**5年連続で株主10%以上の賛成を頂き、6年目の提案となる**。過半数の株は国所有という中でこの支持率は、相当の重みだ。役員報酬の総額開示では、各役員の職責に見合うかの確に判断出来ず、個別開示に賛成の株主が多いのではないかと。金融庁ディスクロージャーワーキンググループが、開かれた株主総会・株主や投資家との対話を2016年に提唱してから約10年。徒に時間が経過するばかり。是非とも対話に応じていただきたい。

そもそも我が社のトラブルは毎年、枚挙に暇がない。放射能（処理）汚染水の放出にしても多層請負構造による凡ミスが発生している。取締役は経営のプロでなくてはいけないのに、ガバナンスの機能不全を起こしている。報道機関として完全に信用失墜したフジテレビの経営陣と重なって見える。

緊張感のない我が社の態勢では重大危機の予兆も見逃しているのではないかと。他社に先駆けて個別開示に踏み切るべきだ。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

取締役及び執行役に支給した報酬等につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、法令等に基づき、基本報酬及び業績連動報酬の区分ごとに、取締役・執行役・社外取締役それぞれの総額及び員数を開示しており、経営に係るコストの開示として十分であると考えていることから、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、指名委員会等設置会社である当社においては、全委員が社外取締役で構成されている報酬委員会が、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めるとともに、当該方針に基づき取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

株主提案（第9号議案及び第10号議案）

第9号議案及び第10号議案は、株主からのご提案によるものであります。
なお、提案株主（1名）の議決権の数は、426,767個であります。

第9号議案 定款一部変更の件（8）

議案内容

定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第7章 電力価格の高騰抑制と安定供給の確保

（電力価格の高騰抑制）

第40条 電力価格の高騰抑制に向け、次の取組に最大限努めることとする。

- （1） 様々なコスト縮減を含めた不断の経営改革
- （2） D Xの活用による電力供給コストの低減
- （3） 省エネや効率的な電気の使用の推進による利用者負担軽減の促進

提案の理由

電力エネルギーは国民生活及び事業活動の基盤であり、日々利用する電気の安定供給を行うとともに、その価格の上昇を抑える努力は不可欠である。

そのため、燃料価格の上昇等が電気料金に及ぼす影響を最小限に抑え、様々なコストの縮減を含めた不断の経営改革を引き続き進めていく必要がある。

また、デジタル技術を導入して業務プロセスを効率化することで、電力供給にかかるコスト低減を図っていく必要がある。

さらに、利用者負担の軽減に向け、住民や事業者等に対し、日頃から電力需給の状況を分かりやすく開示するとともに、省エネ・節電行動につながる情報発信や多様なメニューを提供すること等により、省エネや効率的な電気の使用を更に促進すべきである。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適當ではないと考えます。

なお、当社グループは、低廉な電気の安定供給という電気事業者としての責務を果たすため、火力電源のみならず、水力・再生可能エネルギー電源や卸電力市場を通じた取引等をバランス良く組み合わせて利用することで調達費用の低減をはかっております。加えて、カイゼン活動等を通じた経営効率化を引き続きすすめるとともに、「徹底的なデータ化」というD X推進方針のもと、データとデジタル技術の活用により業務プロセスを刷新するなど、各事業における生産性の一層の向上に取り組んでおります。

また、日々の電力使用の状況や見通しについてホームページを通じた分かりやすい開示に努めるとともに、お客さまのご負担の軽減に向けては、「TEPCO省エネプログラム」等の施策を推進するほか、省エネ・節電に関する各種情報をSNS等も活用して発信しております。

当社といたしましては、引き続き、発電事業、送配電事業、小売電気事業のそれぞれの分野において、グループ一丸となって低廉な電気の安定供給に向けた役割を最大限果たしてまいります。

第10号議案 定款一部変更の件(9)

議案内容

第7章に以下の条文を追加する。

(電力需給の安定化)

第41条 電力需給の安定化に向け、次の取組に最大限努めることとする。

- (1) 迅速かつ経済的な再生可能エネルギーの導入拡大
- (2) 再エネ電力の出力制御抑制につながる優先的な系統利用や需要シフトの促進
- (3) 国と連携した系統整備への積極的な取組の実施
- (4) 都市防災機能の強化に向けた無電柱化の推進

提案の理由

電力需給の安定化に向けては、化石燃料への依存から脱却し、エネルギー安全保障の確立と脱炭素化を両立させることが重要であるため、太陽光や洋上風力等再生可能エネルギー発電の導入拡大を最大限進めていく必要がある。

また、今後の再エネの電源及び利用の最大化に向け、供給面の対策として、再エネの優先接続及び優先給電による系統利用を関係機関等と連携し、徹底する必要がある。また、需要面においては、デマンドレスポンス等により住民や事業者等に対する供給に合わせた需要シフトの促進が必須である。

さらに、データセンター等により今後大幅な電力需要が見込まれる中、発電した再エネを無駄なく最大限利用できるよう、国と連携し、地域間連系線や都内の電力系統、島しょ部をはじめ東京エリアの再エネポテンシャルに対応可能な系統の増強等を早期に進めなければならない。

併せて、都市防災機能の強化に向けた無電柱化を更に加速させて進める必要がある。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社グループでは、東京電力リニューアブルパワー株式会社において、洋上風力発電事業、太陽光発電事業や地熱発電事業の拡大など、再生可能エネルギーの主力電源化に注力しております。また、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限すすめていくため、東京電力パワーグリッド株式会社は、法令等に基づく優先給電ルールに従った電源の出力制御や、既存系統の空き容量を有効活用する「コネクト＆マネージ」の運用を実施することとしているほか、電力広域的運営推進機関が策定する広域系統整備計画に基づき、地域間連系線の増強等に取り組んでおります。加えて、需要面に関しては、東京電力エナジーパートナー株式会社において、家庭用分野と法人分野のそれぞれにおいてデマンドレスポンスを推進しており、需要の削減のみならず、創出・シフトにつながる新たなサービスを提供しております。

無電柱化につきましては、東京電力パワーグリッド株式会社において、自治体や関係事業者のみならずと連携して計画的に取り組んでおり、引き続き官民合同の検討会に参画するなど、無電柱化の推進に貢献してまいります。

以上

[illegible]

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場

東京ガーデンシアター 東京都江東区有明二丁目1番6号

交通の
ご案内

■ ゆりかもめ 有明駅 出口2Bから徒歩4分

■ ゆりかもめ 有明テニスの森駅 出口2Aから徒歩5分

■ りんかい線 国際展示場駅 出口Aから徒歩7分

〈ご参考〉 ■ 都営バス 海01 (KM01), 都05-2又は東16 有明二丁目バス停 下車



お願い: お車でのご来場はご遠慮願います。

東京電力ホールディングス株式会社

ホームページ <https://www.tepco.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。